

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係23（米国民政・軍用資産引継調査・交渉Ⅳ）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43741

在印米查產(大臣書簡案)

極 裁
まで
部の内
号

アメリカ局長
参事官
北米一課長

条約課長

条約局長 別紙
参事官
法規課長

返還後の米國企業の取扱いに關する

大臣書簡に於ての通産省の申入れ(1)

昭和44. 11. 12.

参 照

11月12日、通産省企業局外資課長 宮本四郎氏

及び中川同課事務官は、大塚法規課長と交渉、
(当方、司田北米一課事務官、柳井条約課事務官、及び
通産省) 参事官(次官)より、意見が
*equitably*の語の変更を希望する旨
あること、標記書簡に於て、下記1.の申入れを行な
い、これに対し、大塚課長より、下記2.の回答を行なつた。
通産側としては、*equitably*が將來の交渉の障礙にならな
いという外務省側の見解があるから、次官より、譲渡を
行なうための説明書中の外務省を「作成」(外務省)の

GA-4

外務省

2.

希望を有していること、千記の通り文に説明あり。
通報あり。

記

1. 通産省申入れ

書簡案中 *equitably settled* の *equitably* に

於ては、次の2つの観点より、非常に問題があること、

これより、一般的に莫然として表現に修正方申入れ

の次官より下命がある。

1) *equitably* というのは、言葉の本来の意味から

英米法上の *law of equity* より出た概念として、法律

を適用するに際して、法律を逸脱しても正義の見地を

措置すべきであることにあること、神髄にわが國
(*adequately* と不適当との感觸があること)

の法令を適用するに際して、制約と存于性があること。

2) 現銀山部長が、*Union* と丸印の契約に

替る *Union* の標を買取させようとして、3. 契約中

GA-4

外務省

equitable share
 に equity という語が入っており、株主の権利は尊重さ
 るべきであるとの主張の根拠に使われ苦勞の経験があり、
 英米法上の equity の概念は独特の意味を有する
 ので、互いに折衷する必要があること。
 具体的には、沖縄に建設している石油会社が
 復帰後に企業活動を拡張し本土へ移転し込むこと
 あり、ガルフが 10 万バレルの精油能力を有する設備を
 新設しようとしている等の動きがあるが、通産省としては、
 復帰後は、沖縄について本土における石油政策（新
 会社の設立を認めない、外資率は 50% 以内とし
 認めない、石油業法に基づき需給に見合う能力の
 設備の認めない）を適用せざるを得ないが、その
 際に、本件書簡中に equitably settled ということ
 日本政府が認めないことを根拠に、本土の石油政
 策を沖縄に適用することができないとの主張をされる

ことを惧れている。衡平の原則が一方的に米側に
 のみ有利に作用し、わが方にとっては、国内法令を逸脱
 して米國企業を保護 継続を認めねばならぬ
 なるような解釈を生む余地があるとすれば、これは
 是非修正されるべきであるというのが次官以下の強
 意見である。外務省として equitably settled と
 いう語句が、将来対米交渉において、石油政策に
 ついての約束のわが方を後を行かすことには何ら妨がる
 ものがないという納得のいく説明があるのであれば、
 これを承けて、再度通産省内部の説明を行な
 してみる用意はある。通産省内部では現在の案で
 もよいとするためには、これが将来の対米交渉の障
 害にならないよう ^{（すなわち米側を有利にする旨の）}
 上に ~~なるよう~~ 保証を外務省より文書でとりつけ
 るべきであるとの意見も陳いので、何を説明するに
 考えたい。

2. 上記通商条約申し出に対し、大塚経済部長は、同旨
迄の通り説明。

(1) 条件置換(案)は、内閣の「協定を解決」した後の日本の
一般的認識を示し、交渉経緯の両国の同様の考慮を述べ

たこと、^{（在米の）}実務担当者等による交渉の継続を米側と見做し

たこと、^{（米側の）}在米の両国に同意したことを示し、実務担当者等による交渉の継続を米側と見做し

たこと、^{（米側の）}在米の両国に同意したことを示し、実務担当者等による交渉の継続を米側と見做し

(2) equitably solved とは、日本と双方の立場から

みて「協定を」解決を意味し、米日双方の立場を指して

したことを示す。

(3) ^{（この）}協定締結後の交渉は、米日双方と日本と日米との間の

交渉文書の解釈であり、交渉準備は、米日双方の協定を

取り、^{（この）}交渉文書の解釈は、equitable share の物事

米日双方と一定の context の下で解釈すべきことを示す

こととし、併し、交渉の場は、日本と日米間の間の問題

と見做すこと、併し、交渉の場は、日本と日米間の間の問題

(注) 交渉文書の解釈は financial and economic

problems, including....., to be solved

between the two countries とある) である。米日

交渉の
のITP2.15.3. 同様に上のITP2.15.2.

(4) ^{（この）}equity equitably solved とは、

日本と米日双方の立場から

見て「協定を」解決を意味し、米日双方の立場を指して

したことを示す。

(2) equitably solved とは、日本と双方の立場から

みて「協定を」解決を意味し、米日双方の立場を指して

したことを示す。

(3) ^{（この）}協定締結後の交渉は、米日双方と日本と日米との間の

交渉文書の解釈であり、交渉準備は、米日双方の協定を

取り、^{（この）}交渉文書の解釈は、equitable share の物事

米日双方と一定の context の下で解釈すべきことを示す

こととし、併し、交渉の場は、日本と日米間の間の問題

と見做すこと、併し、交渉の場は、日本と日米間の間の問題

(注) 交渉文書の解釈は financial and economic

得渡継続を以ては従前在留証で可なりと我々として
承認し置くべき。
(5) 日本 *equity* 及び株式の所有と渡り手続の原則は
D内法上、D内法上を以て之の一般原則なり。
自留権の持主は D内法上 (S112 以下)、D内法上
(D内法上の場合、日本通商手続法、初等法) 及び
E内法上、*equity* 及び株式の所有と渡り手続の原則は
の一般原則として在留証持主の経済利益の保護、継続
E内法上を以て之の一般原則として我々として (S112 以下) *equity*
share の取得、非債的権利の移付、割当を以て株式
の対抗力として充分可能である。この意味で
sympathetic consideration を以てはかかる目的
の達成を容易にするべきである。この意味で

3 降を来例から取付けするべき筋の内のでは細るりと

加例先を二小を了改.

3 つに官本得否より事件10-10-10 ~~と~~ 外務省の

しかのさ者より通産省官原総務得否 ~~を~~ 書面にて提出
^{書面}
(難かしいが検討を要する)

方重なる要否を問ふ。通産といは ~~は~~ 後さうん

事件書簡等を来例の有効性を修正し、現書簡内容

E23229. L71L6打 grade up するべきである

検討を要する ~~は~~ 絶対反対 ~~は~~ 加算を認める

4 5面: 前記 1 a(1) のうち 3 日平均賃金等のことである

引附

74218. 11月13日 北米領事より通産省より 日米23229(案)

以 加例 添付

提示し 23229 上の処理を 外務省に 委之る

極 秘
まで
部の内
号

1. 事件書簡(案)は、(1)沖縄の施政権返還に伴う
件は、現在沖縄において合法的な経済活動を行って
米国の会社又は個人の基期的な経済的利益
の保護及び継続の問題が 衡平を解決を以てし
はるべきとの日本政府の認識を示し、(2)日本政府が
施政権移転に因る交渉の過程において、米国の
会社又は個人に生ずる問題を同情的に考慮を
せしめらるべきことである。

2. 同封の事件書簡(案)は、問題の衡平を解決
CA G 外務省

2.

1. 対米の日本政府の認識を示し、交渉の際に同情的考
慮を払うべき旨を一方的に示したものであり、米米協定
米産業の活動の保護継続を全面的に米政府との間で
全面的に合意したものであると、実質的なコミットメントを
与えたものはない。
3. 施政権返還に伴う、沖縄は米国の法令(日米友好
通商協定及び米国の経済政策が適用されることは当然の
前提であるが、沖縄は長期にわたり米国の施政権に
特に、米米協定 備わった米国の経済構造法令
経済政策が適用されること、施政権の移転に伴い、米米協定

下は米米協定の米産業の基期的経済利益と本土法令(経済)
CA G 外務省

5. 本が国として、本要約(案)の、上記の如き認識の下に、
 将来の交渉の過程において、米企業に由り生ずる問題を
 同情的に考慮する用意を有する意向を表明したものである
 べきが、交渉過程において、日本側は、琉球平和条約の案
 の如く、米国の沖縄における施政の特許は(日本側は
 琉球返還を前提として)及び暫定はるかた、沖縄返還、
 後の本土進駐を前提とする米企業、^(注) ~~米企業~~ ~~の~~ ~~権利~~
 はもとより、その他の米企業及び個人
 の権利を有する
 自己の権利を全面的に保護し継続せしむべき事案のコミット
 メントをその旨として
 したと見做すことは、その立場から、先ず、交渉の
 前提として排除されるべき事項は全くない。